

3 施設一体化整備に係る概要及びこれまでの経過

1 障害福祉及び児童福祉施策の状況

障害福祉施策においては、平成18年4月、これまで3つの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、障害者基本法の理念を踏まえ、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、障害者自立支援法が施行（同年10月完全施行）されました。その後、平成25年4月に、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に向けて、サービスの更なる充実を図るため、障害者総合支援法に改正されました。

一方、児童福祉施策においても、平成24年4月の児童福祉法改正により、これまで障害種別ごとに分かれていた障害児施設について、障害種別の区分が外され、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）に体系化されるとともに、身近な地域で支援が受けられるよう、地域生活を支援するサービスが強化されました。更に、平成28年6月の法改正により、児童虐待の発生予防や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等、具体的な制度の充実が図られてきております。

2 本市の取組経過

(1) 「取組方向」等の策定

こうした中、京都市では、京都市社会福祉審議会からの答申を踏まえ、平成25年10月、3つの障害種別を一体とした相談や切れ目のない支援、リハビリテーションの提供をはじめとする、リハビリテーション行政の方向性を、「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（以下「基本方針」とします。）として策定しました。

更に、平成26年2月には、障害や児童に関する専門的な相談・支援機関である、身体障害者リハビリテーションセンター（当時）、こころの健康増進センター及び児童福祉センター（以下「3施設」とします。）の合築化による機能充実等、基本方針に基づく施策の具体的な充実の方向性を、「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」として取りまとめました。

具体的には、3施設の合築化により、身体・知的・精神の3障害一体となった相談機能を有する施設を整備し、身体・知的・精神の「3障害」の相談窓口の併設による「ワンストップ化」を実現するとともに、それぞれの連携体制を強化し、3障害の「重複」や「はざま」への適切な支援や、障害「児」施策から障害「者」施策への円滑な移行など、切れ目のない相談や支援に取り組むこととしております。

(2) 3施設一体化整備に向けた先行取組

この方向性を具体化するため、これまでに、平成27年4月の「身体障害者リハビリテーションセンター」から「地域リハビリテーション推進センター」

への再編、「高次脳機能障害者支援センター」の新設や、こころの健康増進センターの地域リハビリテーションセンターと同一建物内への移転（平成27年9月）による身体・精神の相談窓口の併設化，更には両施設連携による事業の充実等，一体化整備に先行した取組を進めてきています。

(3) 「基本構想」の策定

本市では，上記(2)の先行取組に並行して，平成28年度に，3施設の一体化に係る基本構想を策定しました。

この「基本構想」は，これまでの取組や，他都市の事例，更には有識者の意見等を踏まえ，合築化による施設の再整備を契機に，3施設を「一体化」し，更なる支援の充実を図ることができるよう，課題整理及び課題解決のための具体的な取組を明らかにするものです。

(4) 「基本計画」の策定

本市では，今年度，この「基本構想」をもとに，利用者や関係団体の皆様の御意見を聞きながら，具体的な事業の検討を進めるとともに，スケールメリットを活かした施設整備の検討を行い，「基本計画」として策定していく等，3施設の一体化に向けた取組を進めていくこととしています。

「基本計画」の策定に当たっては，障害福祉，児童福祉をめぐる状況や，その中で公としての京都市が果たすべき役割を踏まえ，新たに整備する施設が備える機能とサービスの一層の充実策を検討するとともに，障害特性や児童福祉を熟知したそれぞれの専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関としてのメリットを最大限に活かし，地域との連携を強化することにより，障害のある方も，困難を抱える児童や家庭も，地域において誰もが生活しやすい社会を目指してまいりたいと考えております。